

宮古島市学習用 ICT 機器運用規程における事故報告取扱要領

令和 3 年 7 月 28 日教育長決裁

(目的)
第 1 条 この要領は、宮古島市学習用 ICT 機器運用規程における事故報告により、機器の修繕又は購入が生じる場合の事務処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(保険適用)
第 2 条 事故による機器の修繕又は購入にあたっては、次の各号を除き賃貸借契約に付随する動産保険の対象とする。
(1) 機器を紛失した場合
(2) 事故の状況等により故意、又は重大な過失と判断した場合

(保護者負担)
第 3 条 前条の規定により保険適用外とした場合、修繕又は購入にかかる費用の全部又は一部を保護者負担とする。その額については次表のとおりとする。

対象機器	保護者負担額
学習者用タブレット (Chromebook)	実費 ※上限を 29,000 円とし、それを超える部分 は教育委員会が負担する
Wi-Fi ルーター	実費
その他付属品	実費

(支払い等)
第 4 条 学校長は、保護者負担額について事業者の見積金額により保護者へ請求（様式第 1 号）し、その徴収金により事業者へ修繕又は購入にかかる費用を支払うものとする。
2 学校長は、保護者負担額を徴収した時には速やかに領収書（様式第 1 号）を発行するものとする。

附則
この要領は、令和 3 年 7 月 28 日から施行する。